

第 718 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 9 月 7 日（月）

午後 3 時 29 分開会

○若年支援課長 本日でございますが、傍聴人 13 名となっております。

それでは、傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

本日につきましては、清宮会長が欠席となりますので、会長の職務代理として会長代理に議事進行をしていただきます。天日会長代理、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長代理、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○会長代理 ただ今から第 718 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 7 月 13 日から 9 月 6 日までに実施いたしました本審議会事務局の運営、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 3 誌を指定、指定図書類とすることを決定いたしました。

7 月 16 日にプレス発表、店舗および関係団体等への周知を行い、不健全図書については 7 月 17 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリー e ルール講座」を合計 150 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、9 月 2 日に出版業界自主規制団体との打ち合わせ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページでございますが、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

おめくりいただきまして、4ページ、それから、5ページでございます。東京都青少年健全育成協力員の7月から8月までの活動状況を載せてございます。

協力員の調査結果につきましては、記載のとおりでございます。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査につきましては、ございませんでした。

なお、前回資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。前回、協力員の委嘱者数が資料上、826名となっておりましたが、今年度4月以降、9月1日までに委嘱を完了している協力員数は、恐れ入ります、627名でございます。大変申し訳ございません。

続きまして、おめくりいただきまして、6ページでございます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況の7月分を記載してございます。8月につきましては、立入調査は実施をしてございません。調査の結果、問題がございました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導をいたしてございます。

7ページ、それから、8ページには、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届け出等の7月および8月の施行状況の掲載をしてございます。

こちらにつきましても、申し訳ございません。前回の資料に誤りがございました。

前回、7月1日時点の渋谷区の設置状況につきまして、0箇所、1台となっておりました。これは、4月に廃止届がされたものの、設置台数のみ数字の削除が漏れていたものでございます。9月1日現在の新しい数字といたしましては、全体で9箇所、33台となっております。大変申し訳ございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長代理 ご説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。特にないようです。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定および優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長代理 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をいたします。

お手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されてございます、ホチキス留めの資料に沿いまして、ご説明をいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1143号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類および指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和2年6月23日から令和2年8月24日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計183誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「ジュネットコミックス 382 ピアスシリーズ 576『ゆとりとアラフォー』」、令和2年8月5日付でジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定は1回です。

番号2が「田舎」、令和2年8月29日付で株式会社太田出版より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも、条例上いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月2日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページから4ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、13名の方がご出席をされました。

「ジュネットコミックス 382 ピアスシリーズ 576『ゆとりとアラフォー』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が6名です。その主な内容は、「ストーリーとしては部下と上司の関係というありがちな話であるが、全編にわたって性描写がある。性器部分は修整されているものの、擬音や体液の描写が非常に多く、中でも後半部分で学校の授業中、教室で強制的に性行為に及ぶというシーンもあり、青少年への悪影響ありと判断する。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は5名で、その主な内容は、「全体を通してストーリーがしっかりしていて、人格否定的な印象も受けない。性器は確実に白抜きで修整されており、卑わい感もない。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が2名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「田舎」です。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容は、「性器や結合部については、はっきりと判別できないよう、白くぼかす手法で修整が加えられている。暴力、強制に該当するような箇所は見受けられない。非常に絵がきれいで完成度の高い作品ではあるが、未成年者と思われる登場人物が性行為に及ぶ描写がかなり多く見受けられることから、指定やむなしと考える。」などでございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「主人公が未成年の女の子という設定に引っ掛かりはあるが、絵の表現に卑わいさを感じない。性交シーンはあるが、暴力的な行為もない。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長代理 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

特によろしければ、調査に入ってください。

(図書審査)

○会長代理 それでは、図書をご覧いただいたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

それでは、まず、C委員、お願いいたします。

○C委員 1冊目の「ゆとりとアラフォー」ですけれども、人格否定をするような性行為が見

られること、擬音、体液の描写が激しいという点で、指定該当でよろしいと思います。

2冊目の「田舎」ですけれども、ほぼ全編にわたって少女を相手にした性行為の描写に終始しているという点で、こちらも指定該当でよろしいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、A委員、お願いします。

○A委員 結論から言うと、両方とも指定該当でお願いいたします。

「ゆとりとアラフォー」ですけれども、自主規制団体の意見に消しがしっかりしてると書いてあるんですが、ちょっとそうじゃないところもあると思います。それから、もうもう一話の「セックス&スクールライフ」は、内容が輪姦みたいな感じで、ちょっとこれは非常にまずいと思いました。

2冊目の「田舎」ですけれども、多分、この少女は小学生ぐらいのイメージがあるのかなと思っています。この中の263ページに何か亡くなったっていうようなイメージの写真が描いてあって、この女の子の洋服が写真と一緒にあるので、ひょっとしたら、これは、何ていうのか、夢の世界というか、現実の世界ではないことを著者がイメージしてるのかな、なんて思いました。本当は亡くなった子供のことを描いてるのかなって。虚無感みたいなものをちょっと感じたんですね。

でも、絵そのものが非常に刺激的なので、両方とも指定やむなしということでお願いいたします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、H委員、お願いします。

○H委員 1誌目の「ゆとりとアラフォー」ですが、コミック、漫画としては、本当に楽しく読める本になってましたが、じゃ、これを青少年に読ませるかとなると、成人向けとしての指定やむなしと判断しました。

2誌目のほうの「田舎」ですけれども、何ていうんですかね。こう、田舎の風景というか、情緒というか、すごいこう、ほのぼのした感じなんです。なんですけれども、内容がですね、どうしてもやっぱりこれはもう完全にどう考えても成人向けの本と言わざる得ないかなと思いますので、こちらも指定該当でお願いします。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

それでは、新内委員、お願いいたします。

○新内委員 1 誌目の作品につきましては、性行為の描写がかなり露骨な感じがしますので、指定該当でお願いします。

2 誌目の「田舎」につきましては、明らかに未成年というふうには見えますし、あまりにもそういう性的描写が多過ぎますので、指定該当でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、G 委員、お願いします。

○G 委員 2 冊とも指定該当でお願いいたします。

「ゆとりとアラフォー」は、後半になると、性描写が激しくて、擬音、体液の描写も激しいので、これは指定該当でお願いします。

「田舎」のほうですけれども、全編にわたって性行為の描写ですので、これも青少年には不適當と思われるので、両方とも指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、F 委員、お願いします。

○F 委員 両方とも指定該当でお願いします。

1 冊目の「ゆとりとアラフォー」ですけれども、全編通して、特に前半部分は、やはり回数が多いかなということと、特に後半部分はやはり学校での強制性というか、そういうところが見られますので、指定該当でお願いします。

2 冊目の「田舎」ですけれども、やはりこれは女の子がかなり低年齢であるということが考えられるということと、やはり全編わたっての性描写、回数が多いかなと思いますので、指定該当でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、I 委員、お願いします。

○I 委員 1 冊目の「ゆとりとアラフォー」ですが、これは、性器の修整は確かになされているように言っておられますけれども、やはりシーンとして性交シーンがあまりにも多いということと、性器も消されてはいるものの、形状は分かるということで、やはり青少年が読むにはふさわしい本ではないだろうと思います。指定該当でお願いします。

もう 1 冊の「田舎」のほうも、これはまたちょっと別の意味で、未成年というか、子供の

裸だとか性行為が出てくるところが、一種やっぱり児童ポルノのようなイメージがありますので、これはもう青少年にはふさわしくないと思いますし、場合によっては大人もあんまりふさわしくないのかなと思ったりしますけれども。指定該当でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、K委員、お願いします。

○K委員 2冊とも指定該当でお願いをいたします。

1冊目の「ゆとりとアラフォー」については、後半に行くにしたがって、特に性描写が激しくなっているという、他の委員もご指摘のとおりだと思います。

また、2冊目の「田舎」につきましては、性描写の、やはり多さ。それがやはりストーリーの基本になってるっていうところで、この少女の年齢について等は、あえて触れられてないのかなというような気もするんですけども、性描写の多さ等を鑑みるとですね、該当だと。指定該当だというふうに思います。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、B委員、お願いします。

○B委員 2誌とも区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、高島委員、お願いします。

○高島委員 2冊とも指定該当でお願いしたいと思います。

1冊目の「ゆとりとアラフォー」は、やはり強制的な行為というところと、あと、擬音や体液の描写が非常に多いというところ、それから、後半の教室での行為というのは、やはり青少年にはふさわしくないものと思われれます。

2冊目の「田舎」ですが、小学生の高学年を思わせるような、そういう未成年との性行為ということで、これも指定該当でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、J委員、お願いします。

○J委員 1誌目の「ゆとりとアラフォー」ですが、これはもう本当に性器の描写が多いので、指定やむなしだと思います。読んでみても、今までとは違うような感じでした。

それから、2誌目の「田舎」ですけれども、年齢は中学生か小学生みたいな感じで、本当

に。きれいにまとまっているようですが、素っ裸ですし、性器の描写が多いですし、これは絶対にいけないです。本の後書きに、ちゃんと避妊しましょうみたいなことが書いてありますが。両方とも指定該当でお願いいたします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、E委員、お願いします。

○E委員 2冊とも指定該当で、区分陳列の対象だと思うんですけども、1冊目の「ゆとりとアラフォー」は、これ、「打合せ会」で6対5と、半々ぐらいに分かれた。その理由の中に、性器の修整がなされてるというのと、人格否定箇所があまりないというのと、もう一つが、性交シーンがそんなに露骨でないっていうのがあるんですけども、このような指摘にもかかわらず指定と考えるのは、最後の「セックス&スクールライフ」が非常に性描写が露骨で、擬音、擬態もすごいし、この最終話が私は引っ掛かるんですね。前半の部分にも問題点はあるとは思いますが、作者は作者なりに修整はしていると思うんですね。でも、これは区分陳列やむなしと思います。

2冊目の「田舎」ですが、何度も諮問対象になる作者なんですけども、今回はあまりにも少女といいますかね、小学生、中学生くらいを対象とした性描写が誰でも分かるような形で出てくるのと同時に、性器の修整とか、性交の修整がしてあるような感じはするんですけども、体位など、全体のストーリーからして、やはり青少年にはふさわしくないし、これ、大人がこれを買って読むという行為に対しても、先ほど、児童ポルノの対象じゃないかというようなこともちらっと出ましたけれども、児童ポルノっていうのは、ご存じのように、実在のそのものずばりのものなんですけども、ただ、このようなコミック作品の描写に対しての業界の考え方としては、ちょっと検討すべき対象の部分があるんじゃないかと思います。

これは両方とも、区分陳列でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、加藤英典委員、お願いします。

○加藤（英）委員 はい。私も2冊とも指定該当と考えます。

最初の「ゆとりとアラフォー」については、やはり強制的な性交渉のシーン、あるいは暴力的なシーンもあるので、指定が妥当だと思います。

また、「田舎」につきましても、皆さんがおっしゃっていますように、主人公というか、この女の子が非常に子供っぽいということで、より卑わい性を感じるというか、倫理的にも問

題があるんじゃないかということで、指定が妥当だと考えます。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、D委員、お願いします。

○D委員 2誌、指定該当と思います。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 1誌目については、強制的な性交シーンが多いほか、性器と体液の描写も多く見受けられるということで、指定該当と考えます。

2誌目については、皆さん、おっしゃっているとおりですね、明らかに未成年の女の子と思われる登場人物が性行為に及んでいるシーンが多いということで、これについても指定該当と考えます。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、川西委員、お願いします。

○川西委員 2冊とも、全般的にわたって性交シーンが多く、体液表現と擬音があり、性行為がリアルと感ずることから、区分陳列、指定該当にすべきものと考えます。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

私は、まず、この「ゆとりとアラフォー」については、やはり学校のシーン、これが極めて問題ではないかと思えます。

あと、「田舎」については、皆さんがおっしゃられたように、未成年者の性行為を描いているというところが特に問題で、どちらも指定に該当するものではないかというふうに思いました。

本日、諮問された図書類につきましては、委員の皆さまが指定というご意見ですので、そのように答申してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長代理 それでは、2誌指定ということで、答申させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。優良映画の推奨について、事務局から説明を

お願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨について、ご説明をいたします。

資料の 12 ページをご覧くださいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載してございます。

条例施行規則の第 2 条 1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると、推奨をすることとなります。

資料 13 ページをご覧くださいと存じます。諮問第 1142 号でございます。

今回は 2 作品を諮問いたします。

1 作品目は、『マロナの幻想的な物語り』。制作者名等は記載のとおりでございます。令和 2 年 8 月 29 日から、ユーロスペースほかでの公開をしてございます。

2 作品目は、『靴ひも』。制作者等は記載のとおりでございます。令和 2 年 10 月から、シアター・イメージフォーラムでの公開を予定してございます。

1 作品目の申請内容でございますが、15 ページをご覧くださいと存じます。対象区分として、中学生以上。推奨にふさわしい理由は、記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第 4 号、青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものという申請内容でございます。

16 ページをご覧くださいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、該当項目は第 4 号、対象は中学生以上といたしました。

続きまして、2 作品目の申請内容でございますが、18 ページをご覧くださいと存じます。

対象区分として、中学生以上。推奨にふさわしい理由は記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第 1 号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの。第 2 号、青少年が知識を身に付け、教養を深めていくことに役立つもの、及び第 3 号、青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるものという申請内容でございます。

19 ページをご覧くださいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、19 ページ下段にございますとおり、該当項目は第 1 号、第 2 号及び第 3 号、対象は中学生以上といたしました。

以上でございます。

○会長代理 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いします。

それでは、条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか。また、対象区分についても、併せて評価をそれぞれお聞かせください。

それでは、C委員から、お願いします。

- C委員 1本目の『マロナの幻想的な物語り』ですけれども、雑種の子犬のマロナを描いた、ユニークなアニメーションであるなと思いました。日本のアニメーションを見慣れた目には、ちょっと奇異に映るかもしれませんが、全体的に美しく、飽きさせない映像が展開されているなと感じました。ただ、ちょっと小さなお子さんには難しいかなと思いましたので、推奨でよろしいんですけれども、中学生以上がよろしいんじゃないかと思いました。
- 『靴ひも』のほうですけれども、こちらは障害者の息子と父親の心が通っていく様を描いた物語ということで、こちらも推奨でよろしいと思います。年齢層も同じく、中学生以上に推奨ということでよろしいと思いました。

- 会長代理 ありがとうございます。

では、次、A委員、お願いします。

- A委員 最初の『マロナの幻想的な物語り』は、大変好きな映画でございました。テーマは愛と死ということで、犬が、犬を飼う主人公がころころ変わるたびに、犬の名前も変わり、そして、最後は飼い主を助けるために自らが犠牲になるという物語でございまして、非常に絵も独創的で、日本にはない感性があって、いいんじゃないかなと思いました。

それから、もう一つの『靴ひも』は、発達障害の息子さんが、30年間離れているお父さんと一緒に暮らすようになって、1回目は靴ひもがなかなか結べなかったんですね。かっとなつて、2回目も結べなかった。でも、3回目にやっと靴ひもが結べるようになった。そのときには、もうお父さんは亡くなってしまったというような感じでございましたけど、これ、実際の物語を元に映像化したってことで、非常によろしいのではないかと。両方とも事務局案どおりで推奨に賛成いたします。

以上です。

- 会長代理 ありがとうございます。

では、次、H委員、お願いします。

- H委員 2作品とも、対象区分も理由も該当項目も、この事務局案どおり、推奨でよろしいかと思います。

- 会長代理 ありがとうございます。

では、次、新内委員、お願いします。

○新内委員 1 作品目の『マロナの幻想的な物語り』ですが、非常に独創的で、日本ではあまり見ない、感性を磨く上でも、とてもいい作品で、非常に分かりやすいテーマを扱っていますので、お子さんにもぜひお薦めできるのではないかと思いました。対象区分についても、事務局案どおりでよろしいのかなと思いました。

2 作品目の『靴ひも』は、障害という非常に難しいテーマを扱いながらも、親子の関係性ですとか、そういった点での情緒面、そういった倫理観、常識というのを育てるためにも、お子さんにとっても非常に有益かなと思いました。対象区分も中学生以上ではいいかと思いますが、若干思ったところとしては、なかなかこの発達障害のというか、その障害の内容についての理解が併せて育っていないと、なかなか見ても分かりにくいのかなとは思いましたが、中学生であれば、十分理解はできるのかなと思いました。内容については、賛成ということでお願いいたします。

○会長代理 ありがとうございます。

それでは、G 委員、お願いします。

○G 委員 はい。2 作品とも、対象区分も、この対象区分でよろしいし、推奨でお願いいたします。

1 作目の「マロナ」のほうは、独特な映像で表現されていて、本当に見ていて、ちょっと小学校低学年では難しいかもしれませんが。引きつけられていくように、美的感性を育てるのも、もちろんそうなんですけど、想像力が豊かになって、わくわくしながら、見させていただきました。これは、ぜひ推奨でお願いします。

それから、もう一つの『靴ひも』のほうですけども、いろいろな制度で、靴ひもが結べるか、結べないかでいろんなものの、対応されることが変わってくっっていくのが本当によく分かって、結ばない、結べない、結ぶっていう、その段階と、あとは、30 年絆が断たれていた親子が、寄り添っていく様が非常によく分かりましたので、これは温かい映画として、ぜひ推奨していただきたいと思えます。対象区分も結構でございます。よろしく申し上げます。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、F 委員、お願いします。

○F 委員 はい。私も、対象区分も事務局の案のとおりで、両方とも推奨でお願いしたいと思

います。

1 作品目の「マロナ」のほうもですね、非常に表現も独創的で、大変面白いところと、やはりストーリーとしても、切なさというか、すごい感じるものがありましたので、ぜひ推奨ということでお願いします。

『靴ひも』もですね、障害のあるお子さんで、大変難しい面もいろいろあると思うんですけども、その親子が絆を深めていくというところもですね、大変面白いところでしたので、ぜひ推奨でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、I 委員、お願いします。

○I 委員 結論としては、両方とも推薦でお願いします。

『マロナの幻想的な物語り』のほうは、映像は非常に独創的で美しい、美的感性を育てることが期待できるという話は、まさにそのとおりだと思いますし、ストーリーも、初めは何か私もハッピーエンドかなと思ってたんですけども、逆で、えっというラストで、ストーリー的にも、何というか、興味深いストーリーになっていたのではないかとということで、感動的な作品だなと思いました。

『靴ひも』のほうも、これはイスラエルの、あまりイスラエル映画は見る機会が少ないのですが。ストーリーも非常によくできていると思いますし、やっぱり役者の方が、特に発達障害の子供のほうですけども、あの人の演技っていうのは、やはり素晴らしいなと思いました。こういう部分もやっぱり見ていただけるといいのかなと思ひまして、推奨でお願いします。区分も、中学生以上でいいと思います。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

次、K 委員、お願いします。

○K 委員 2 作品いずれも、他の委員からもご指摘があったとおり、青少年にとって有意義な映画だと思いますので、区分もそのまま推奨でお願いいたします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、B 委員、お願いします。

○B 委員 1 作品目、愛の始まりと終わりが幾つもの表現で美しく描かれていて、大変印象的な素晴らしい映画でした。多くの青少年にご覧いただきたいと思います。対象区分は、小学

生高学年からというふうに、私は思います。

2 作品目は、残念ながら、見るできませんでした。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、高島委員、お願いします。

○高島委員 両方とも推奨でお願いしたいと思います。

1 作目の『マロナの幻想的な物語り』は、やっぱり人間の優しさと身勝手さと、両方描かれていて、マロナという捨て犬を通して、いろいろな人生模様も分かるなっていうことと、犬がやはり相手の、ご主人のことをとても思っていて、1人目のご主人は仕事、2人目のご主人は奥さんを大切にしたいという気持ち。それから、3人目のご主人は、もうそのご主人の命まで救っていくというところで、マロナは本当に相手に尽くして一生懸命生きていくんですけれども、ただ、幸せに静かに暮らしたいってこともなかなかかなわないっていうところで、いろんなことを考えさせられる。そして、映像も美しい。

対象は中学生以上でよいと思うんですけども、これ、皆さまからご意見がなかったのも、参考としてお聞きいただければと思いますが、該当項目で、この4号だけではちょっともったいないなというのが、私の感想です。やはり、命を大事にしていくとか、飼い始めたら、きちんと、こう飼っていくとか、自分の都合で勝手に捨てたりしないとか。捨てるてはいないんですよ。マロナは自分で、そのご主人の様子を見て、ご主人が幸せになるためには自分はいないほうがいいんだなって身を引いていったところもあるのですが、それはもう自分が大切にされてないっていうことを分かっていることなので、そうすると、この基準の中の1番の、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであることや、3番の、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること。特に、3人目のご主人のところは、マロナが関わることで、仲が悪かったおじいさんや、お母さんとの関係なんかもううまくいくようになってるので、一応、それも本当は入っていたほうがいいのかと思いました。感想です。

それから、『靴ひも』のほうは、何人かの委員の方もおっしゃっているとおり、この靴ひもというのが非常に鍵になっていて、結ばない、結べない、結ぶっていうところも大事ですが、やはり親子の関係と、それから、障害の認知について、本当に実際にありそうな親子げんか。しばらく離れてた親子が、相手のことを思いやることで、親子関係をつくっていく。でも、相手のために何ができるかということで、息子さんは自分の腎臓を提供していく。でも、お

父さんを助けることはできなかった。でも、それで亡くなってしまったことは悲しいけど、息子さんは次の新しい人生を、また自分で歩み始めていく。そこで、靴ひもを結んでいくってというような、非常に誰もが遭遇するかもしれないテーマで、親子の愛情を築いていく。それで、周りの人も関わっていくということで、本当に素晴らしい映画だと思いました。対象は、中学生以上でよいと思います。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、J委員、お願いします。

○J委員 1作品目ですが、終わった瞬間、もう心が張り裂けそうになりました。小さなハート型の鼻を持つ犬が、両親と離れて次々に飼い主に拾われる。そして、犬を通して、犬と人間との関係を教えてくれました。画面はカラフルで、ユニークでとってもきれいでした。最後は飼い主のために、自分の身を捨てて、車に飛び込んでしまうんですけども、とても悲しいけど、マロナの命の優しさが伝わりました。推薦でお願いしたいと思います。

『靴ひも』なんですけど、別れた妻が突然交通事故で亡くなって、一人息子を引き取ることになりました。息子は発達障害があり、施設が見つかるまで同居することになり、父親はどう接していいかとまどうのですが、接し方は、よい面とか悪い面もあって、差別について、こここのころで考えるきっかけになると思いました。障害者の自立支援コミュニティのことや、それを支援、支えてくれるソーシャルワーカーのことなどを知ることができて、理解を深めるのではないかと思います。推奨でお願いいたします。該当項目は1、2、3で、対象区分が中学生以上。中学生以上でよいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長代理 一つ確認ですが、「マロナの幻想的な物語り」の対象区分、学年は中学生以上でよろしいでしょうか。

○J委員 はい。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、E委員、お願いします。

○E委員 はい。『マロナの幻想的な物語り』は、DVDを借りて見たんですけども、率直に言っていて、あまりなじみのないアニメーションの構想と図柄と展開なので、私はいまひとつしっくりこない作品で、しかも幻想的な物語過ぎて、これで美的感情が育つのだろうかという疑問が出てきたんですね。それで、正直なところ、日頃日本のアニメを見ている者としては、こ

のアニメはクエスチョンマークでした。推奨には賛成できません。

もう一つの『靴ひも』なんですけども、イスラエルの作品で、この作品は、知的障害というハンディキャップを背負って生きていく家族の在り方、絆の強さ、もろさなど、それぞれに照らし合わせて考える、考えさせられる面があって、非常に印象的でした。俳優の演技がとても上手で、やっぱり感動的な映画だったと思います。推奨項目はこのとおりで、中学生以上でお願いします。

○会長代理 ありがとうございます。

では、次、加藤英典委員、お願いします。

○加藤（英）委員 はい。1作目の『マロナの幻想的な物語り』は、やはり、これは他の皆さんもおっしゃっていましたが、かなり独創的な世界観が描かれていて、私もちょっと難解に感じるというか、よく分からない部分もあったんですけど、そういう意味では、青少年の人たちが、いろいろ感性を育てていくということは期待できるのかなということで、推奨でいいと思います。また、基準の区分についても妥当だというふうに考えております。

それから、『靴ひも』についてですが、こちらのほうが発達障害とか、そういう臓器移植の問題とか、結構なかなか難しい問題を扱っているということで、基礎的な知識がない中で、中学生ぐらいが見て理解できるのかなっていうところは、ちょっと疑問もあるんですが、ただ、親子や周囲の人々との触れ合いを通じて、お互いを思いやる気持ちというものを育てていくということは、やはり期待できるのかなということで、そういう意味では、差別とか、そういう多様性とかについても考えるきっかけになるんじゃないかということで中学生以上を対象で推奨でいいと思います。

以上です。

○会長代理 ありがとうございます。

それでは、次、D委員、お願いします。

○D委員 はい。最初の『マロナの幻想的な物語り』につきましては、保留とさせていただきます。独特なアニメで退屈気味でした。子供たちも飽きてしまうのではないのでしょうか。この作品につきましては、他の委員の皆様のご意見に合わせたいと存じます。

二つ目の『靴ひも』につきましては推奨に賛成です。この作品を見て子供たちは、誰に対しても思いやりの気持ちが大切なんだということを学んでもらえるのではないかと思います。年齢も事務局案どおりに中学生以上対象でよろしいと思います。

○会長代理 「マロナ」については、推奨しないという。

○D委員 私は保留とさせていただきますが、他の委員の皆様のご意見に合わせたいと存じます。

○会長代理 保留。ありがとうございました。

では、次、山本委員、お願いします。

○山本委員 「マロナ」についてはですね、次々と変わる飼い主の都合だとか、制限の中で、飼い主への思いやりの心を持って生き抜いていく、そういう姿に、いろいろと考えさせられる映画ではないかなということで、私は推奨相当と考えます。対象区分、該当項目についても、事務局案どおりと考えます。

次に、『靴ひも』でありますけれども、これについては、主人公である障害のある方の父親との生活を通じまして、ノーマライゼーションだとか、共生社会の実現を図り、豊かな人権感覚を身に付けるためにも、ぜひ青少年に見ていただきたいと思う映画であると考えますので、推奨相当と考えます。対象区分と該当項目についても、事務局案どおりと考えます。

以上でございます。

○会長代理 ありがとうございました。

では、次、川西委員、お願いします。

○川西委員 2作品とも推奨でお願いしたいと思います。

「マロナ」のほうは、マロナの視点に立って、4回の飼い主との生活を通じて、人間を理解すると同時に、それぞれの飼い主との忠誠心によって、ささいな幸せを感じていく。そして、マロナ自身も、成長していく姿が描かれておりまして、人を大切に思う心を育てる作品だと思います。対象年齢、若干、内容が難しいかなというところもあったんですが、中学生以上でよいかと思います。

『靴ひも』のほうは、お母さんの死によって、家族を捨てた父親と障害者の息子との共同生活を通じて、さまざまな行き違いとともに、お互いのことを思いやり、理解し合いながら、前に進んでいく姿を描いていて、青少年の人を愛し、大切にすることを育てる、また、倫理観を育てる作品だと思います。対象年齢も、中学生以上がよいと思います。

以上です。

○会長代理 ありがとうございました。

私は、感想ですけれども、『マロナの幻想的な物語り』については、若干、途中まで難しい

など感じたところもあったのですが、全体的に評価すればいい映画ではないかと思いました。

それから、『靴ひも』のほうも、非常に社会性のある、いろいろ考えさせられる、いい映画だったという感想を持ちました。

ありがとうございました。

それでは、本日諮問された映画につきましては、疑問の意見、あるいは保留の意見ありましたが、全体的にはおおむね賛成ということであったかと思えます。

それから、対象区分についても、若干、異論はありましたけれども、大多数の方が事務局の原案どおりということでありましたので、事務局の原案どおりと答申してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、そのように答申させていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局から他に連絡事項はございますか。

○若年支援課長 はい。

資料の 20 ページをご覧くださいと思います。

都民の申出でございます。都民の申出の 8 月処理分でございますが、メールによるものが 1 件ございました。

有害広告物に関するもので、「小学校の通学路付近に掲示されている選挙ポスターが、いたずらに性的感情を刺激するようなポーズで胸を強調しており、有害な広告物と思われる」という申出でございました。職員が現地で申出がございましたポスターを確認したところ、著しく性的感情を刺激するとまでは言えず、条例第 14 条に規定する有害広告物に当たらないと判断をいたしました。

また、8 月処理分につきましては、メールによるものが 1 件ございました。不健全図書類の指定に関するもので、「月刊漫画雑誌に掲載されている作品について、本作品のスピノフ作品が子供向け雑誌に掲載されているにもかかわらず、エロ要素があり、小学生に見せることは適切ではない。しかし、スピノフ作品の単行本にも関連作品として紹介されているため、小学生が手に取ることも十分考えられる」という内容の申出でありました。事務局において申出のあった図書および連載されている雑誌を確認したところ、申出にあるような描写はあるものの、これまでの指定図書類と比べて、著しく性的感情を刺激するものとはいえず、条例施行規則第 15 条第 1 項第 1 号、著しく性的感情を刺激するという指定基準には該

当しないと判断をいたしました。

ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それから、次に、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございますので、ご案内をいたします。

作品名は『家なき子 希望の歌声』。申請者は、株式会社東北新社でございます。試写会が9月23日、水曜日、午後3時30分から。試写会場は、渋谷区でございます、ショウゲート試写室でございます。

なお、申請者からは、新型コロナウイルスの影響により、試写会の人数をかなり制限せざるを得ないということございまして、可能な限りDVDをご視聴いただくようご案内いただきたい旨の連絡もございました。

委員の皆さまにおかれましては、DVDによる審査もご検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長代理 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

本日のここまでの全体を通じて、何か質問等ございましたらお伺いいたします。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

他に連絡事項等ございましたら、お願いします。

○若年支援課長 事務局から1点ご連絡いたします。第28期の審議会は今回が最後でございまして、次回は期の初めとなります。冒頭に、会長および会長代理を選出いただき、運営要領等について説明をさせていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○会長代理 それでは、傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長代理 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、本日の調査・審議事項について、ご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『マロナの幻想的な物語り』および『靴ひも』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書ของ告示予定日は令和2年9月11日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和2年9月15日火曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和2年9月10日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

○会長代理 今の事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の4、東京都青少年健全育成審議会運営要領の改正に入ります。

本件につきましては、新型コロナウイルスの影響で、長らく当審議会が開催できなかったことを踏まえ、リスクをできるだけ避けつつも、審議会としての務めを果たしていける方策として、審議会開催が困難な状況になった場合には、条例に定めのある小委員会を開催できるよう、あらかじめ本審議会の運営要領に定めておくことについて、前回の審議会において、ご意見を伺いました。委員の皆さまには、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

前回の審議会では、できる限り、この審議会で審議を進めていくことを最大限に努力しつつも、万一の事態に備えて、当審議会の運営要領を小委員会が設置できるようにするところまでは確認いただきました。また、具体的文言については、引き続き検討することとなりました。

この間、委員の皆さまのご意見の趣旨に合うよう、事務局とともに検討を進めてまいりました。そこで、あらためて事務局から案文の説明をお願いします。

○若年支援課長 それでは、資料1により、ご説明を申し上げます。

中段以降の「運営要領」の改正部分、下線部分が現行の要領からの改正箇所でございますが、前回からの小委員会の変更箇所は、太字で記載をしてございます。

まず、7の(1)設置についてですが、現行規定を片仮名の「ア」としまして、今回の改正については、「イ」としてございます。また、具体的文言といたしまして、「前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合に限り、条例第24条の2に規定する小委員会を設置することができるものとする」とさせていただきます。

また、下段の（４）報告のところですが、今回の改正に係るただし書きの表現について、これまでの規定との均衡を図るため、速やかに書面にて報告することに加え、直近の時期に開催される審議会における確認について、追記もしてございます。

なお、資料２でございますけれども、ただ今もご説明申し上げた部分も含めまして、審議会運営要領全体の改正案文を記載をしてございます。

案文については以上でございますが、補足の説明をさせていただきます。

まず、小委員会の調査・審議の対象でございます。上段に記載いたしました条例にあるように、第８条の不健全図書類の指定に関することが対象でございます。優良映画については対象としてございません。

次に、今回の改正はこの間の状況を踏まえ、現在の枠組みの中で可能と思われる備えを、との趣旨から提案させていただくものでございます。小委員会の具体的な設置につきましては、その時々状況により判断していくものと考えてございます。

具体的には、会長及び会長代理に相談をさせていただきまして、協議の上、決定したいと考えてございます。

また、小委員会の傍聴につきましては、通常審議会と同様、調査・審議事項以外、具体的には、開会冒頭および審議終了後の閉会のみ入室とさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○会長代理 ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

○山委員 前回の小委員会の条項に関しまして、私は、新型コロナウイルス「等」という、この「等」ということが拡大解釈の対象になるんじゃないかということで、ちょっと異議申し立てをしたんですけども、「等」ということを入れるとすれば、その審議会を開催することができない場合に限りという限定条項と同時に、報告のところ、委員長がこうだということで、確認しなければならないということまで含めて提案されてますので、私は疑問は呈したんですけども、この条項で納得します。

ただし、やはり小委員会を開催するというのに関しては、もう長い間、議論になってきたのは、結局、「有害」とか「不健全」とかいう場合に、どうしても「表現の自由」とか「出版の自由」に対する制限になってくるわけですね。それに対して、なぜ「不健全」か、なぜ「有害」なのかということに関しての、やっぱり議論はいつもこういう場で率直に、こういう委員の方々で行うということが原則だと思いますので、今回なんかも２冊挙がってそれ

ぞれ論じた、論じてきたんですけれども、それぞれの委員の方が見解、意見をおっしゃって、東京都としても、そのことをきちっと受け止めてらっしゃるんで、私自身はもう長くこの場を経験しておりますので、この審議会を信頼できる対象にはなっております。

ただし、この小委員会というのが開かれる場合、小委員会でもって制限をより強化するというようなところになっているところは、やはりものすごく慎重でなければならないということは変わっておりません。

○会長代理 ありがとうございます。

他にご意見、質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。のがみ委員。

○のがみ委員 ちょっと難しいかもしれないんですけれども、他の審議会は、今、ちょっと Zoom で行ってる審議会が結構あるんですね。この場合は、図書を事前にちょっと読んでおかないといけないっていうので、Zoom では難しいのか、あるいは、それぞれの所に送っていただいて、事前に読んで審議するということもあるかと思うんですけれども、そういうことも考えられないこともないなということで、意見を述べさせていただきました。

○会長代理 Zoom に関しましては、事務局のほうから何か説明があれば。

○若年支援課長 条例といいますか、では、集まってご議論いただいて、決定をするという前提で条例ができてございまして、というのが1点と、確かに、のがみ委員がおっしゃるように、Zoom ですとかっていうのはあるんですが、やはり不健全図書のセキュリティーの問題ですとか、そのような観点がございまして、現在のところはちょっと難しいのかなというのが実情かなというふうに考えてございます。

○会長代理 他にご意見、質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○山田委員 一応、確認ということで、私も前回、さまざまな意見を述べさせていただきましたけど、やっぱり、いろいろ話がありましたとおりですね、表現の自由に制限をかける側面がありますので、できるだけ原則的な形態を維持すべきだと、やはり思っております。

またですね、いろんな議論を踏まえられまして、今回の小委員会のところなんですけれども、新型コロナウイルス等と入ってますけれど、それに相当する重大な感染症に対するの対処というふうに、今回、規定がされているというふうには理解しておりますので、そういった点であれば、私もですね、これに変えてよろしいと思っております。やはり運営はですね、きっちり、できるだけしていただきたいと思います。

○会長代理 他にご意見、質問等、いかがでしょうか。

皆さん、ご指摘ありましたように、表現の自由にも関わることですので、運営に当たっては極めて慎重を期さなければならないと思いますし、これは会長、会長代理を含めてですね、今後、このことに当たっては、慎重に事を進めていきたいと考えております。

では、他によろしいでしょうか。

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、この案のとおり改正するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長代理 では、この案で決定としたいと存じます。

それでは、事務局から、他にございますか。

○若年支援課長 次回の審議会につきまして、ご案内をいたします。

今回は令和2年10月12日月曜日の15時30分から、場所は前回審議会開催いたしました、都庁第一本庁舎北側42階にございます、特別会議室Aを予定してございます。

以上でございます。

○会長代理 それでは、今日で28期は最後の審議会となります。

委員の皆さまには、2年にわたりご参集をいただきまして、不健全図書の指定や優良映画の推奨について、熱心なご審査とご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

これで本日の審議会は終了いたします。

午後5時11分閉会